

○嘉麻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例

平成27年9月18日

条例第34号

改正 平成27年12月22日条例第44号

平成28年3月17日条例第6号

平成29年3月23日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成29年条例7号〕)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。
(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(一部改正〔平成29年条例7号〕)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成27年12月22日条例第44号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成28年3月17日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(嘉麻市介護保険条例の一部改正)

2 嘉麻市介護保険条例(平成18年嘉麻市条例第125号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成29年3月23日条例第7号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

別表第1(第4条関係)

(一部改正〔平成28年条例6号〕)

機 関	事 務
1 市長	嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例(平成18年嘉麻市条例第84号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成18年嘉麻市条例第86号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例(平成18年嘉麻市条例第96号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	福岡県療育手帳交付要綱(昭和49年2月19日48児第1893号福岡県民生部長通知)による療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの

5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年通知」という。）に基づく外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	嘉麻市単身者賃貸住宅条例（平成18年嘉麻市条例第145号）による単身者賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	嘉麻市定住促進住宅条例（平成25年嘉麻市条例第27号）による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	嘉麻市就学援助費交付認定規程（平成18年嘉麻市告示第91号）による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

（一部改正〔平成27年条例44号・28年6号〕）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共

		済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「重度障がい者医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関

		する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「子ども医療給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		重度障がい者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定

		配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		子ども医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉

		手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	昭和29年通知に基づく外国人に對する生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年

	収に関する事務であって規則で定めるもの	法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当又は特別障害者手当に関する情報であって規則で定めるもの
		国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法による児童手当

		又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		嘉麻市営住宅条例(平成18年嘉麻市条例第143号)、嘉麻市特定公共賃貸住宅条例(平成18年嘉麻市条例第144号)、嘉麻市単身者賃貸住宅条例又は嘉麻市定住促進住宅条例による住宅使用料の徴収に関する情報(以下「住宅使用料関係情報」という。)であって規則で定めるもの
8 市長	嘉麻市単身者賃貸住宅条例による単身者賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	嘉麻市定住促進住宅条例による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		介護保険法による保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険料関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		国税徴収法(昭和34年法律第147号)又は地方税法による滞納処分を行うことができる市の債権に関する情報であって規則で定めるもの
		国税徴収法又は地方税法による滞納処分を行うことができない市の債権に関する情報(以下「非強制徴収債権関係情報」という。)であって規則で定めるもの
11 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

13 市長	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃及び敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険料関係情報であって規則で定めるもの
		住宅使用料関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当法において内閣府令で定めるとされている費用に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

(一部改正〔平成28年条例6号〕)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

			もの
			嘉麻市就学援助費交付認定規程による就学に必要な費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
			学校給食法(昭和29年法律第160号)による学校給食費の徴収に関する情報(以下「学校給食費関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	昭和29年通知に基づく外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に必要な費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
			嘉麻市就学援助費交付認定規程による就学に必要な費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
			学校給食費関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	嘉麻市就学援助費交付認定規程による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの

4 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	非強制徴収債権関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校給食費関係情報であって規則で定めるもの